HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	カール・レンナー著『諸民族の自治権』１９１８年（３・完）
Author(s)	田口, 晃; 福田, 宏
Citation	北大法学論集, 53(5), 285-317
Issue Date	2003-01-24
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/15181
Type	bulletin (article)
File Information	53(5)_p285-317.pdf

Instructions for use

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

資料

カール・レンナー著『諸民族の自治権』一九一八年（三・完）

福田　宏
田口　晃　訳

第三章　民族（つづき）

第三一節　民族が持つ権利の内容

ここまでの考察において我々は次のように述べてきた。主観的な性質にすぎなかった国家構成員の民族性は、それを申告することによって客観化され、法的に取り扱われるようになる。そのことにより、個人という主体は民族として各種の権利と義務を段階的に負うこととなる。想定されている権利が実際に配

分されるためには、民族はさらに自由を持つ統一体として、私法上の法人として、公法上の団体として組織されねばならない。そして、最後に民族は国家において、国家から自由な地位、公民（Staatsbürgerschaft）の地位、国家臣民の地位、国家機関の地位といった四種類の地位を持った団体としてとらえられ、法的に承認されねばならない。ただし、確固とした実際的な民族の法秩序についてのこうした形式的な要求や措置が設定されたとしても、民族利益やそれを実現する上で必要となる法的措置の実質的内容をどうするかという問題が残っている。どのようにしてこれらの措置を発見することができるだろうか？　その方法はすでに明らかとなっている。既述のように、純粋な民族国家は国家行政を通じて民族に関する課題も完全に実現している。こうした民族の課題は黙次的に国家行政の中に含まれているから、不可分の国家全体から民族の課題をそれだけ別にくくり出すことが必要である。この節においては、こうした民族の権利についての概観が行われる。

ところで、無数の社会的、国家的課題の中から民族の課題に該当するものをどのようにして捜し当てるのか？　何を法的保証によって民族利益として通用させ、何を民族構成員と民族全体にとっての権利にすべきなのだろうか？　こうした問いに答える発見的原理として通用しうるものは何だろうか？

政治的にみれば、多民族国家における諸民族の闘争は、国家における支配的影響力を求めての影響圏拡大闘争（Konkurrenzkampf）である。もっとも身近な闘争目標となっているのは、国家の立法、行政、司法における事実上の権力を民族政党が持つことである。これまでのところ、民族の努力を政党の問題としてではなく国法上のものとして扱う根拠は確立されていない。党派が持っている事実上の権力は、法領域の外部に位置している。「権力はそれを求める者なしにはあり得ない」のだから、政党同士の権力闘争は不可避となる。立憲国家においては、政党の原理や綱領を通して、国民（Staatsvolk）の多数派の支持を獲得したり保持したり、もしくは、多数派の支持を反対派が獲得して多数派を少数派にしたりといった形で闘争が行われる。しかし、政党が民族を単位にして形成されている場合には、多数派を新たに形成する可能性が排除されてしまう。というのも、民族政党は、いくら熱心な宣伝活動を行っても、自民族以外の人びとから支持を調達することはできないからである。その結果、少数民族にとっての闘争は見込みのないものとなり、不可能ではないにしてもきわめて困難なものとなってしまう。必然的に、彼らはオーストリアの議会で通用するように

なった他の手段、つまり非議会的、議会外的手段に訴えることになる。それも拒否された場合には、街頭闘争、反乱、離反といった政党闘争にとっての最後の手段が用いられる。

こうした闘争を徹底して行うというのであれば、国家権力は民族の権利を擁護するという課題を民族政党による政治的解決に委ねなければならないし、その場合には法による統治も必要がなくなってしまう。国家に対して責任感を持っている者は、それについてよく考え、諸民族をこれ以上政治的闘争に委ねたままにし、法による統治を行わないままでいいのかどうかという問いに答える必要がある！　こう考えるのであれば、従来は政党が行使していた一定の権力、つまり国家権力に対する分割された影響力の一部を国家によって確実に保証する以外には他に方法がない。事実上の権力（Machtfülle）を法的なものに変えなければならない。そうすると、政治的な問題は法技術的な問題へと移行する。国家権力に対する事実上の影響力は、国家高権に対する法的関与に変えられねばならない。

法律家は、一般に認められた高権の理論に基づいてこの問題を解決する。民族にどの程度の高権を与えるべきなのかを順を追って見ていくことにしよう。そうすれば、民族が持つべき権利の内容が法的に明確となるはずである。そのことにより、国家と民族の関係も明らかになるであろう。これが、問題の核心部分である。民族が持つ権力の内容をこれ以外の方法で捉えることは困難なのである。

A．諸個人の共通利益の実現は国家目的でもあり、一定の国家高権もまたそれに対応しなければならない。共通利益の内容は以下の通りである。

1．民族公共団体（Gemeinwesen）が持つ第一の利益は、統一体として承認されることとそれに応じて代表権を認められることである。この利益には、代理高権（Vertretungshoheit）、すなわち代表高権（Repräsentativhoheit）が相当する。国家はこの利益を内外に抱えている。明らかに、民族もまたこうした統一的利益を持っている。当然、国家全体の枠組みの中で、国家全体に対する民族の代表高権が、そして、自民族の構成員に対する当該民族の代表高権が、認められるべきなのである。今のところ、世界連邦というものが存在していない以上、この種の代理高権を帝国の境界を越えたものとして考えることはできない。

我々が採用した方法によって、政党ではいずれにせよ不明確にしか意図されない民族の真の要求を直接はっきりと表明する

ことが可能となる。[1] 現在、ポーランド人会派、チェコ人、南スラヴ人などの諸会派は、可能な限り、帝国議会における統一政党を形成しようとし、ドイツ人は「民族共同保証」グループ(Gemeinbürgschaft)[1] に結集しようとしている。諸民族は、民族的な事柄については統一体として代表されることを望むが、民族問題よりも影響力の大きな経済問題については、彼らは分裂してしまう。こうした事情のもとでは、最も発展し強力となっている民族が、経済階級がもっとも分化しているために民族としての代表性は最も弱くなる。政党形成は、民族の一体性という事実によっては解消されない社会法則に従うのであり、単純に民族政党を創ろうという「民族共同保証」グループ創設の試みは無条件に失敗することになろう。つまり、民族に欠けており、もっぱら法秩序によって与えられるもの、すなわち代表高権の代わりを政党が務めることはできないのである。

民族がまず必要とするのは代表高権である。もしも、バデーニ言語令[2]が間近に迫っているときにドイツ人が民族共通の代表者を持っていたならば、聖職者勢力とキリスト教社会党はバデーニに友好的な勢力として少数派に転落したか、もしくは最初からもっと賢明な方法で多数派を分裂させていたであろう。そうであれば、ドイツ人は完全に消耗させるような内部闘争によって反対派を「民族共同保証」に強制的に加盟させなくてもすんだであろう。言語令がすでに公布され、その決定から二年後になってこうした「民族共同保証」が初めて形成されるようなこともなかったであろう。[3] 民族としての代表が実現すれば、個々の政党は民族利益を後回しにしたり裏切ったりして政治的・経済的譲歩を行うといった悲劇的な苦境に立たされることはもはやなくなるであろう。かつての不可避であった混乱と過ちが今日では歪曲し堕落した形で続いているが、政党はそこから解放されるであろう。

従って、政党にとってもこうした法的措置は必要である。そのことは、とりわけ社会民主党について当てはまる。戦時においては、チェコ人とポーランド人の社会民主党員は、チェコ人の「連盟(Swas)」やポーランド人の「サークル(Koło)」といった民族の全体集団(Gesamtverbände)への自発的な加盟を行っている。[4] こうした加盟がブルジョア的政党システムとプロレタリア的政党システムとの名状しがたい混乱を生み出している。民族の「城内平和」や民族の「聖なる単一性」は民族を形成しているのではなく、民族を政治的に破壊しているのである。憲法によって規定された民族の代表において、それぞれの階級とそれぞれの民族は恣意的な決定によってではなく、特別に法

律によって（ex lege）代表されるようになる。民族の代表を法的に設定することによって初めて、政党は民族の交渉・折衝能力を損なわずに道義的・政治的反対を行うことができる。

その一方で、国家にとっても民族代表の存在は必要不可欠である。それなくしては、権限を持った共同契約者（Kompazistent）を欠くことになってしまう。政党によって受け入れられている義務は、その政党がなくなると同時に消滅してしまう。民族政党との間で取り交わされた妥協（アウスグライヒ）が、その政党が違う政党と交替するたびに、何度無効となったことだろうか。政党をして民族に対して義務を負わせることができないのに対し、民族団体の場合には、その代表者が全て入れ替わったとしても民族に対して義務を負わせることができる。政党との契約は国法上は意味を持たないため、絶対的に無力である。法的に規定された民族の代表との間で締結されていないアウスグライヒはすべて失敗に終わっている。政府と政党は、穴だらけの袋に穀物を入れて町を歩いている農夫のようにすでに何十年にもわたって穴だらけの袋を担いでいる。市場にやってきたときには、袋は空になっているのだ！　内閣と政党との話し合いが成立した時には、しばしば内閣は皇帝の信頼を、ついで政党は有権者の信頼を失っていたのである。立法者が代わったとしてもその立法者の下で成立した法律は存続するし、代理人の間で成立した契約も、後からその代理権が取り消された場合であっても法的には存続するというのに！

この種の基本的事実は実務家によく知られていることだったから、わざわざ理論的な考察を行う必要はなかった。こうした事実は、以前に引用した愛国者（パトリオット）という筆名で出された研究[5]、マディスキの提案[2][6]、一般領邦議会（Generallandtag）[3]の計画やその他の数多くの新しい研究の基礎となっている。とは言え、こうした提案は全体の内の一つの側面しか見ておらず、全く不十分なものでしかない。とりわけ、最後に挙げた一般領邦議会に関して、私は実際に以下のように問わざるをえない。今日における下院は一般領邦議会以上のものなのか？　代議員の圧倒的多数は、領邦議会の議員も兼ねているではないか？　帝国議会における全ての政党は民族の構成から見ると領邦議会政党ということにはなりはしないのか？　こうしたおずおずとした試みは数多く出されているけども、今日すでに存在するものを凌駕する試みはまだない。こうした概念につきまとっている思考のためらいが欠陥の存在を象徴している。我々が思考するという勇気を持たないとするならば、我々はどこから行動する勇気を獲得するのか？　憲法によって秩序づけられた民族代表なしに

は、多民族国家における問題に法技術的に取り組むことはできないのである！

2．民族公共団体（Gemeinwesen）にとっての第二の利益は、国家意思の実行に必要な数の人間の物理的力を内外に向けて利用できることである。この利益には軍事高権が相当する。文化共同体としての民族は、民族の構成員にとって必要不可欠な文化的援助手段が非合法に拒絶されたときにのみ、この高権を必要とする。そのためには、宗教団体の場合と同様に、やむを得ない場合に国家より貸与された「世俗の腕（bracchium saeculare）」に関する権利で十分である。というのも、オーストリアの諸民族は軍事高権を持ったことがないので、ここではそれで満足しなければなるまい。帝国の内部においては、マジャール人がこの高権を要求している。この要求については、拙著『オーストリア・ハンガリー帝国の基礎と発展目標』（一九〇六年）において扱っている。戦時においては、ポーランド人による義勇軍の創設が類似の争点を生み出した。いずれにせよ、軍事高権の分割は多民族国家においては絶対にあり得ない。

3．民族公共団体にとっての第三の利益は、その構成員がお互いに平和に生活することである。この利益には司法高権が対応する。ただし、司法高権を国家から取り上げることは諸民族の要求項目には入っていない。求められているのは、司法高権そのものを分割することではなく、民族の官僚機構（Bürokratie）による国家の司法領域への秩序だった参加を実現することである。

4．民族公共団体にとっての第四の利益は、公共の福祉を脅かすある種の差し迫った危険からその集団全体を守るというもの（警察高権）と個人の福利を促進するという福祉（福祉警察、もしくは文化高権）である。前者の利益を実現できるのはただ国家のみであるが、後者の利益については、国家と民族が競合して（konkurrieren）実現することになる。利益領域の区分は、国家と民族のそれぞれの性質に応じて行われる。国家は特に物的な利益を実現し、民族は精神的な文化における要求を引き受ける。国家が持っている文化高権は、アメリカ合衆国であれば、連邦（Bund）と州（Einzelstaat）との間で分割されるところを、ここでは国家と民族の間で分割する。民族に当然与えられるべきものは、学校制度、芸術、文学である。ただし、国民教育それ自体は、本質的には文化の物的な前提条件であるから、国家が各教育段階における最低の教育水準を決定すると同時に、自分自身ではその教育水準を実現するだけの経済力を持たないような貧しくて未発展の（unentwickelt）民族に対して、最低水

準を満たすための必要な手段を保証する。だが、その他の点については国家は学校制度を完全に諸民族に委ねることになる。その結果、宗教問題は民族の決定事項となる。それにより、宗教的な理由に基づくいわゆる民族の「裏切り」と民族的な理由に基づく宗教上の「裏切り」は、意義を失う。現状では民族としての代表が欠如しているために、ドイツ人の「民族共同保証」グループ内部において自由思想の政党やカトリックの政党が混在し、その中で「裏切り」の関係が生じているのである。

5．民族公共団体にとっての第五の利益は、前述の四つの利益を実現するに当たって必要となる手段を獲得し用いることである。この利益には、財政高権が対応する。民族もまたこの高権を必要としているため、国家と民族は連邦国家における中央政府と州の場合と全く同じように財政高権を分け合わねばならない。今日の民族は、この手段を持っていないか、あるいはほんの少しの部分しか持っていないために、無数の対立が生じている。ボヘミア領邦議会がチェコ人の劇場やチェコ人の学校に補助金を出して助成すると、ドイツ人が叫び声を挙げることになる。「我々の税金を使って敵を太らせる気か！」と。それぞれの民族は自分たちが騙されて常に甘い汁を吸われていると思っている。それぞれの民族が劇場と学校を好きなだけ建てればそれで良いのだ。ただし、お金は自分で払わなければならないが。二〇年間にわたって、大学の問題が世間を騒がしてきており、鶴の一声で正しい道を提示できないようになっている。スロヴェニア人は自分達自身の大学を望み、必要とするならば、それを設立し費用を負担すれば良い。ただし、大学の卒業生が中心となってお金の工面をし、ドイツ人と国家の手を煩わさないようにしなければならない。ドイツ人はモラヴィアかあるいはザルツブルクに一つの大学を必要とするのであれば、チェコ人や中央国家にお伺いをたてる必要はない。ドイツ人は自らも必要とし要求している自治を他の民族に快く認めるだけで良いのだ。

しかしながら、全体が、すなわち、中央の国家権力が、民族が守ることのできないような条件を設定し、留保を行い、民族文化施設の最低基準を定めた場合には、民族はこの条件と留保を満たすのに必要だと認めた分の財政的支援を国家に要求し、期待することができる。財政高権の分割は、国家から民族に対する財政援助の可能性を排除するものではない。

B．上記の五つの利益を実現するためには、民族公共団体はまた別の権力手段と高権を必要とする。以下で述べる高権は、

Aで挙げた高権の手段に相当するものである。Aとは違う種類のものではあるが、これらの権力手段もまた高権なのである。

1．民族公共団体が定住する領域に関わる権利、すなわち領域高権。民族は定住共同体として多かれ少なかれ他から区切られた居住領域を占めている。前資本主義経済の時代における農耕民族の場合には、民族の居住領域と経済領域は一致していたのに対し、今日の民族にとっては、農業だけに従事する場合でもそうはいえない。例えば、西部ハンガリーのスロヴァキア人にとっては、ウィーンが自分の生産物を売る市場である。今日におけるチェコ人の経済領域はオーストリア全体に及んでおり、ドイツ人の経済領域と完全に一致している。居住領域と経済領域との相違が民族問題を非常に複雑なものにしている。こうした相違により、一方で、個々人に与えられる民族の権利を領域毎に与えることが必要になるのに対し、他方では、領域高権を必然的に統一的となる経済領域の全体に、すなわち、その地域全体を覆う国家に与えることが要求されるのである。その際、国内の民族的、国家的機構にとっては、ずっと以前から特定の領域に特定の民族が定住してきたという事実――誤解を避けるために我々はこの点を繰り返し述べる――が大きな重要性を持つことになる。事実上、あるいは歴史的に民族の居住地域となった領域においては、民族全体の高権と並んで、個々人にも民族としての権利が完全に与えられる。事実上、あるいは歴史的に民族の居住地域かどうかは、そこに住む民族の比率によって判断される。チェコ人はヴァーツラフ王冠の諸領邦全体を自らの故郷とみなし、民族としての完全な権利を享受したいと望み、かつ、その境界の外においても権力や権利のない状態にはしたくないと考えている。ドイツ人はかつてのドイツ連邦に属する諸邦（Bundesländer）を自らの故郷（属人原理によって一つの領域が二つの種族にとっての故郷になりうる）と考える一方で、ガリツィアやダルマツィアにおいては異邦人や敵ではなく客人でありたいと考えている。こうした点から考えると、一緒に一つの国を構成する諸民族にとっては合意は可能であり、不可避である。というのも、民族混住の事実から明らかなように、自分の領域に居住する他民族の数と他民族の領域に居住する自民族の数が、偶然とはいえ、大抵の場合ほぼ同じだからである。それぞれの民族は、他の領域に住む民族の権利を確保するために、自分の領域に住む他民族の権利を容認せざるをえない状況にある。ウィーン市議会ではなく、ドイツ民族が統一体として、ウィーンにあるチェコ人の学校（当然、この学校はチェコ民族自身によって運営されている）に誰でも入学できる権利

（Öffentlichkeitsrecht）を与えるかどうかを決定するとすれば、没落するプラハ・ドイツ人に対して全く責任を持たないドイツ人統一体に代わり、異民族であるチェコ人が彼らに関する決定を行うことになる。民族に対して与えられる権利（個人に対するものと民族という団体に対するもの）について詳しくは後述するが、ここで概略を示せば、混住の程度に応じて三つの段階に分けられる。つまり、まとまった定住地域については完全な民族の権利を与え、混住地域においては多数派・少数派の権利を与えることになる。両者の場合ともに、民族は団体としての権利を享受する。そして、第三のケースは、離散の民（ディアスポラ）となった個々の民族構成員に与えられる個人的な権利である。その場合には、国家の市民は敵でもなく異邦人でもなく単に客人として扱われることになり、その場合には、当該人物に対する国家による保護が必要となる。我々はこうした最低限の権利を保護権と呼ぶことにする。これはもはや団体に属するような種類のものではない。以上の点から、民族問題の解決にあたっては、公民の統一的な概念や居住権問題だけでは不十分なことが明らかであろう。

2．当該領域における物権、今日では特に経済的対象物に対する権利、すなわち物上高権（Sachhoheit）。領域における限定的な共同支配により、民族はその権力手段の全てを利用し、国家における経済権力となる。民族は、物品税に対する関与を通して、間接的に物上高権を行使する。民族が物上高権にどの程度、また、どのようにして関与するかは、独特の困難を抱えた問題である。

3．公共団体に属する個人に対する権利、すなわち人的高権。これは、国家にとって最も重要な支配手段である。これを通して、国家は諸個人に命令し、禁止し、諸個人を徴兵し、拘引し、彼らから直接税を徴収する。こうした高権が国家に認められる場合には、法律上解釈の余地のない明確な形を取らねばならない。

また、これは民族にとっても最も重要な支配手段である。民族は、民族に関わるすべての問題においてこの高権を必要とする。民族に関わる問題においては、人的高権は法律の形で民族に与えられねばならない。

ところで、国家が相手の人物に命令の内容を理解させ、従わせるためには、その人物が用いる言語で命令を行わねばならない。したがって、以下のような結論が導き出される。人的高権は、民族に関わる要件については権利として民族に、それ以外の要件については国家に与えられる。原則として、国家は人的

高権の行使にあたってそれを民族に委譲する。民族の自己統治団体が直接税を徴収し、民族がその構成員に対して国家の法律を民族の言語で公表し、民族が官庁の命令を仲介し、民族が無料で民族としての権利保護を行う。中でも、ウィーンのチェコ民族やトリエステのドイツ人のような少数派は自民族の弁護士を依頼することができる。役所や裁判所においては、民族構成員のための通訳や代理人が設けられ、彼らが国家と民族の間における保護任務と仲介任務を履行する。これらの点は、以下に示す権利思想の例であり、具体化に過ぎない。国家の人的高権は、原則として可能な全ての場合において、民族団体や、それによって任命された機関によって委譲された範囲内で行使される。一方、個々の人間もまた、他の民族の国家官庁と交渉する場合には、自民族の援助を求めて法的に保護された訴権を行使できる。民族にとっては、なんと豊かで実り多い個人的権利であることか！

4．諸個人に全体利益の代理を委託し、それによって個人を国家機関とする権利、すなわち官吏任命高権。

我々の分析が示すように、民族問題は広範な内容を含んでいるにもかかわらず、最近までのオーストリアにおける言語闘争の核は、官庁をめぐるものであった。ここでは、すべての問題の元々の中身が不自然にすり替えられてしまっている。我々は事実を直視することを恐れているために、事実を屈折させるプリズムを使ったり、壁に投影された像を見る仕組みを作り上げている。そのため、現実を違う風に変えてしまうようなタッチで書き散らされたカリカチュアを我々は事実だと思いこんでいるのである。手品師の器用さでもって統一の要素や平和の要素が全て排除され、国家への法的影響力によって和解不可能な対立が強化されている。オーストリアでは、代議団（Delegation）[7]の機構によって内政と外交が区別されている。もし、内閣が内政と外交の双方を担当するようになれば、ドイツ人、ポーランド人、イタリア人は戦争前の三〇年の間、三国同盟の支持者として、必然的に多数派を構成していたであろう。外交を排除するという馬鹿げた措置のおかげで、かなり長い間、ドイツ人とポーランド人ではなくチェコ人とポーランド人が政権政党となっていた。概念上は全てのベクトルの合力である国家が、非常に巧妙な形でオーストリアとハンガリーという二つの要素に解消されたのであった。諸要素とは、その本性からして解体するものなのに、それが実際、多数に分解したのを見て、人々は腹を立てているのである。

我々の馬鹿げた公的制度のせいで、諸民族の官吏任命高権の

問題も、官庁言語の問題に歪曲されてしまっている。本来の官吏任命高権は以下のように定式化される。それぞれの民族（Nationalität）は自らの構成員によって統治されることを望んでおり、他民族による支配を嫌悪している。この点はよく分かることである。この問題はどのように解決されるべきであろうか、そして、この解決は法的に可能で実行力のある形で規定されるのか、それとも、はっきりしないまま残るのか、どちらであろうか？

官吏任命高権は、今までのところ皇帝の大権であり、大臣を通じて行使されている。ところが、大臣の行動をみる限り、党派に偏らない権限の行使が行われる保証は全くない。実際はその逆である。大臣は議会の多数派に依存する形となっている。多数派の同意に基づけば、大臣は本来の任務以上のことができる。この官吏任命高権を民族に与えるということ、そしてそれを王冠から奪うということをどの民族も突き詰めて考えたことがない。ここでは、こうした要求は公然と出されていないため、正当で不可欠な要求が、陰でひそかに、しかも不正とののしりの言葉を伴いながら横領されている。しかも、こうして得られた成果を喜んではいられないのだ。そんなことをすれば、いつの日かヨブのように「主は与え、主は奪う。主の御名はほめたたえられよ。」［ヨブ記第一章二一節］と言うことになるだろう。

現在のオーストリアで要求されていることは、民族がそれぞれにふさわしい程度の官吏任命の権利を持ち（もちろん、このことは憲法上可能である）、それぞれの民族がそれぞれの領域において自民族の構成員によって統治される、ということではない！　むしろ、実際に要求されているのは、官吏の一言語制か二言語制なのである。だが、これだけでは民族は何も得ることができない。ドイツ人に好意的な政府が長く続けば、全ての重要な官吏のポストをチェコ語もしゃべれるドイツ人が独占することもあり得るし、逆に、チェコ人に好意的な政府の下で、ドイツ語もしゃべれるチェコ人が独占することもある。こうした二つのケースから分かるように、二言語制というのは最も有効な他民族支配の道具になりうるのである。少なくとも、二言語を話す能力は主体に関する（subjektive Qualität）ものであり、法的に規定され、法典化されうるものではある。それは長所である。だが、二言語制は他民族による支配から自民族を守るものではなく、他民族支配のもっとも優れた手段なのである。それでは、その代わりにどうすればよいのか？

古い帝室裁判所の体制のように全ての国家地位（Staatsstellung）を分割することを考えてみよう。そこではカトリック系、

ヘルヴェティア系、アウクスブルク系といった多くの宗派が存在する中で、宗派ごとの裁判所が設けられていた。しかしながら、宗派は民族性よりも人間に堅く結びついたものである。人間が二つの宗派に同時に属すことができないのに対し、父親がフランス人であり母親がドイツ人であって、フランス語とドイツ語の両方で教育をうけたスイス人の場合には、どの民族性に属すかが分からなくなる。というのも、二つの文化圏に精神的に属し、自らの中にそれらを統合することが可能なためである。我々の提案に基づいて民族性が公法上の資格にされた場合においても、その資格を否定したり、変更したり、民族的な感情に疑問を持ったりすることは可能である。大臣の恣意的な寵愛に保護された宗教や民族性などの信念はどうなるのであろうか？

寵愛は大臣と共に変わり、多数派と共に変わるのである。では、それぞれの民族が持つべき公職への影響力が恣意的に変わるべきでないとすれば、法的にどのようにして規定されるべきであろうか？

広く普及している美辞麗句の代わりに具体的で法的な公準、「民族は官吏任命高権を欲している！」という公準を公言する以外には、ここでなすべきことはない。民族は、民主的な形、すなわち単独で高権を持つことを、あるいは、立憲君主的な形、すなわち皇帝と共に高権を持つことを望んでいる。だが、今日においては公職についている者が官吏貴族や封建貴族と一緒に事実上この高権を行使している。そして、この役割の担い手として徐々に政党の指導者も加わってきている。そのような無責任な助言者の代わりに、組織化され、憲法において規定された民族が高権を行使したとしても、皇帝の大権が侵害されるわけではない。神聖ローマ帝国においては、カトリックとプロテスタントの帝国等族が帝室裁判所裁判官と宮廷顧問官を指名・推挙し、皇帝がその中から最適任者を選び、官職に叙任したのであった。今日においても、教会内部の地位について全く同様のことが行われている。ここにおいても、官吏任命高権は国家と教会に分割されている。我々のところでは、同じことが密かに法の枠外で行われている。政党が秘密裏に高級裁判官と行政官吏を指名し、各省がその人物を推薦し、皇帝が任命している。オーストリアでは官吏のポストは法的に獲得されるものではなく、取引によって手に入れたり、巧妙な手を使って手に入れたりするものなのである。

持続的な平和を保証し、他民族による支配を終わらせ、法典化された統治をもたらすには、中央政府における民族代表の確保と、組織化された民族団体に比率に応じて配分する中間官庁、

地方官庁の公職の確保、という公的な影響圏を与えるしか方法がない。官吏の任命については、国家機能を委譲した範囲内で民族の自治行政団体に委託する。多くの場合には、公的団体による官吏任命へのかつての部分的な関与を法的に有効とすることになる。教会法の教科書を調べると、ローマ教皇庁が多数の政治的・民族的公共団体に巧みに官吏任命高権を分配していたことが分かる。カトリックという古典的な例を見ることによって――ちなみにカトリックとは、ラテン語の「インターナショナル」に相当するギリシア語である――多くの民族と国家を基盤にして「永遠の」統一を生み出すことができる。教会の組織的な巧みさから、オーストリアの政治家は多くのことを学ぶことができる。もちろん、それは信心深い人に(den Frommen)とって役立つことではなくてあくまで国家にとって役立つ(frommen)ことを、である。

第三二節　諸民族の平等と多民族連邦国家

以上の考察から今や、複雑な民族問題の全貌が理解できるようになった。中央権力という最上部から個々の公民に至るまでの国家において、全ての生活を包括する法秩序を創設することが、ここでの問題である。これは容易でない課題であるし、歴史的に見ても通常行われてきたようなものでもない。ここで出された課題は社会技術としての法学を否定するものではなく、こうした社会技術を完全にマスターしていることと、その完璧な利用を必要とする。全体においても、個々の部分においても、強力な創造物としての建築作品を建てる時には、建築技術の役割を無視することができないのと同じことである。世界やヨーロッパは、諸民族の権力闘争と武器による解決を止めさせ、諸民族の自力救済権（Völkerfaustrecht）を歴史の一節から排除したいと望むならば、国際的な規則を設定し、そこから完全な明白さを持って課題を把握し、最大規模の基準の確定に着手すべきである。多民族国家であるが故に決してうらやましがられることのなかったオーストリアが、この使命のために、ゲオルク・イェリネックのいわゆる「国内的国際法」を実現するという先駆的仕事を果たすよう運命づけられている。

ここで提示した法秩序については、全く先例が存在しないわけではない。第三一節の説明に基づいて行われる高権の分割については、すでに連邦国家という手本が存在している。連邦国家という表現は明らかに政治的である。なぜなら、これは諸国家の結合を示しているからである。法的に見れば、こうした結

合は諸国家から成る国家（Staatenstaat）と名付ける方が適切であろう。というのも、その本質は、中央国家と連邦構成単位としての国家という二つの高権を持つ権力が対置されている点にあるためである。我々の時代に完成したそうした秩序の例は、アメリカ合衆国とスイスである。だが、双方の手本においては、政治的プランは領域国家を基本としている。生み出さねばならない新しい秩序は、編入される権力の単位が民族であるようなものである。そこにおいては、上位に位置する超民族的な権力は、人間の共同生活における軍事的・経済的・社会的課題を実現するための権限しか持てない。我々の主張によれば、諸民族と超民族的な権力の双方が単に個々の権限の担い手であるというだけではなく、通説的解釈では国家高権の構成要素とされる権限内容（kompetenzfülle）の担い手とならねばならない。故に、国家構成要素と全体の双方が対等なのであり、その統合体が真の諸国家から成る国家（連邦国家）となるのである。

ここで浮上してくるのが、連邦国家を法的に説明する上で支配的となっている国法ドグマ、すなわち主権ドグマである。国家権力の不可分性、最上位権力の絶対的な統一性を説く、ボダンやホッブズによって主張されたこのドグマは、これまでのところ絶対主義の創設と保持のために誤用されてきた。だが、このドグマに込められている思想は、一定の限定を加えることで正しいものとなる。最上位の権力は、組織化された人工的人間集団（Kulturmenschheit）に当然与えられるべきものであるが、[4] その集団が持つ主権は排他的で不可分の権力を意味するわけでは決してないし、ただ一つの人格、一個人、一支配者がその担い手になることを要求しているわけでも決してない。第一章ですでに見たように、最上級の権力は相対的な権力であり、編入されている諸権力（組織化された領域団体、民族、階級など）に一定程度の権力を分配してもよいのである。

人的機構についてもっとも成果のあった考え方の一つが労働の分業である。分業という考え方は、形式法的な意味において、権力と権力に結びついた高権の分割という国家の作業領域に持ち込まれた。権力の分割に関するモンテスキューの教えにより、この考え方は広く応用されるようになった。モンテスキューは、経済面における分業が発見された時代において、それを国家学に応用した初めての人間であった。国家権力は歴史的に成長してきた内容をその活動に応じて区分しなければならない。こうした活動の区分は、国家機関全体にわたるシステムにおいて個別の機関機能を持った多様な機関体系（立法、行政、司法）へと個別化することを余儀なくする。このようにして個別化され、

国家のために活動するそれぞれの機関体系は、法的には中央の高権と権力から導き出され、与えられた公権力の担い手とみなされることになる。おそらくモンテスキューの理論において唯一誤っていたことは、彼があまりにも法的な特徴を重視しすぎて分業における実質的な機能を軽視したことにあった。最初は法的な特徴を元にして始まった権力の分割であったが、決定的なのはむしろ実質的な区分なのである。

モンテスキューの権力分立論によって、人間の意思活動の段階に応じて論理的に一貫した国家活動の区分が実現される。まずは、人間の意思は考慮から決定へと進む。この意思形成は立法の段階で行われることになる。立法過程でなされた決定が外界に現れる時には行為となる。その行為はここでは決定の執行として現れる。意思の執行はいわゆる執行権力の形で行われる。この執行権力は、精神的な機能によってさらに判断と実行、すなわち司法と行政とに分類される。だが、全く異なる分業のシステムによっても権力の分立を考えることができる。モンテスキューが国家活動をその機能に応じて垂直に分割することを優先したのに対し、歴史的な実践においては、全ての意思機能（立法と執行）を実行してきた既存権力の担い手に沿う形で水平的な分割が行われたのであった。ただし、それは限定された範囲内で、しかも高次の全体の下に組み入れられた形で行われた。こうした秩序は、最高司令部、陸軍司令部、軍団司令部、師団司令部の間で権力が分割されている国防省という周知の見本を思い浮かべれば、きわめて容易に理解することができる。我々は、こうした権力分立のあり方を、モンテスキューによる機能別の分立と区別するために、段階的な権力分立と呼ぶことにしよう。これは、権力の上と下だけではなく、横にも権力を生み出すことになる。民族の自由は、こうした水平方向の分立によって、すなわち、超民族的な共同体の枠内で平等な諸民族を並存させることによって実現することができる。そして、ここにおいて、民族の平等が主張され、実現されるのである。

民族の自由と統一に並ぶ第三の理念として諸民族の平等という要求がある。これは、他民族、自民族共に誤解している要求である。自然からいっても歴史からいっても、諸民族の重要さに変わりはないがそれぞれに異なった多様性を持っている。その多様性の中にこそ民族の人類学的・文化的な価値が存在している。諸民族の存在はいわば人類という種の変種を示しており、その変種の豊かさが種の豊かさを成しているのである。変種を持たない種は、発展の中で生き残ることができない。民族の多様性がなくなることは、人類の貧困化を意味しよう。諸民族の

平等を主張するということは、自然科学的な事実判断や歴史的な事実判断を意味するのではなく、法的な要求を掲げることを意味する。つまり、法の前では全ての民族は平等に扱われるという要求である。こうした要求の根拠づけは簡単である。人格それ自体は、他者と同じ価値を持つものとして通用し、また、そうでありたいとも望んでいるから、法の下での平等という前提条件の下でのみ、対立のない共同体が実現可能となる。故に、対立のない共同体生活を生み出す上での不可欠の有効措置として、また、因果連関の問題ではなく社会的共同体の公準として、法による平等を理解しなければならない。故に、諸民族の平等は、法の下での平等としてのみ存在するのである。

そこから次のように言うことができよう。超民族的法共同体に組み込まれることなしには、民族の平等はそもそも存在しないし、存在しえないことになる。民族の自由をアナーキー的な諸民族の並存と理解するならば、民族の平等が存在する余地はない。というのも、全ての民族はそのままの姿で対峙しているだけであり、人口、経済力、文化力による差ばかりが目立つからである。こうした自然の姿においては、民族の平等は決して存在しない。自然のままであれば、諸個人の平等も諸民族の平等も存在しない。平等というのは法の創造物であり、法の下にいる人々に対する最大の恩恵なのである。地上におけるより大きな大民族の隣で、自然生活上の不平等および保護と援助のない状態とを解消するために、少数民族が超民族的な法共同体に加入したいと考えるのは誠にもっともなことである。そうすれば、自然の不平等そのものは解消できないとしても、世界の中での存在と行動能力は保証され、無価値で危険なアナーキー的自由に代わって、我々が政治的自由と呼んでいる高度の存在保証が提供されるのである。

オーストリアの諸民族がこうした高度の認識に達することが真に望まれている。

それぞれの国家においては、最小単位に至るまでの段階的な権力分立が実現されている。こうして段階ごとに分割された権力は権限（Kompetenz）と呼ばれる。根本的には権限の間には、程度と量の違いはあっても質的な違いは存在しない。最も下位に位置する地方の首長（Landbürgermeister）であっても、国家高権の一部を持っている限り、この人物は公権力の担い手、つまり当局（Obrigkeit）である。我々が、民族はその構成員に対して権限を有する当局になるべきだと主張するとき、根本的にはそこには程度の違いしか存在しない。だが、すでに一度述べたように、より大きな規模の権限を持つ当局の権限を高権とみ

なし、それが排他的に国家に帰属すると考えることに我々は慣れてしまっている。概念上の境界は流動的であり、国家構成単位が国家の性格を持つのか、それとも、自治を持った地方の性格を持つのか、という争いが常に発生しうる状況にある。自然と人工物との全ての境界のように、ここにおいても、その境界は最初から与えられたものではなく、人間の思想や秩序をもたらす人間の実践によってもたらされている。下位の当局が持っている権限が国家高権にいつ移行し、それに従って、我々が前節で述べたような高権のシステムが拡大されるのか、それとも制限されるのかについては、争点になりうる事柄である。我々の見解では、そうした境界は一般に通用している法律用語上の区別と一致している。

第三一節で述べたような超民族的な多言語国家の内部において民族利益を促進するような権力の分立を行うことによって、国家が連邦国家、あるいは諸国家から成る国家になることは明らかである。この諸国家から成る国家は、全体としてみるとインターナショナルである。国家構成単位は民族毎に形成されるが、上位に位置する国家は超民族的となるし、この国家は、全体として見ても、個別に見ても、反民族的でも非民族的でもないからである。故に、法的に規定された多民族国家に対する民族主義やショーヴィニズムからの批判は根拠のないものである。というのも、多民族国家は形のない諸民族のごたまぜを産み出すのでも、目指すのでもないし、民族の特性や独自の権利を侵害するわけでもないからである。全く同様に、インターナショナルの綱領を理由になされる社会主義に対する批判も根拠のないものである。

こうした批判に対し、我々は以下のように主張する。最高の民族統一、政治的自由（アナーキー的な自由ではない）、諸民族の平等は、そもそも諸国家から成るインターナショナルな国家においてだけしか実現できない！　民族国家は実際には単にアナーキー的な自由を実現しているだけで、せいぜいのところ部分的な統一しか実現できない。そこでは政治的自由と法の前の平等が不可能なことについてはいうまでもない！　というのも、民族の自由と平等は超民族的な法秩序の下でもたらされるものであり、それなしには実現することができないためである。こうした認識は、戦争の恐ろしさのまっただ中で人びとに明らかになってきており、強いられた弱肉強食の状態から諸民族を解放する筈の自由な多民族共同体を求める忌憚のない叫び声が繰り返し揚がっているのである。

不十分ではあるが、諸国家から成るインターナショナルな国

家の差しあたりの手本となるのが、ハプスブルク帝国という今日すでに存在している多民族国家である。

それ故、アメリカ合衆国のような単なる領域的な連邦国家とは違う多民族連邦国家を想定し、そこにおいて必要とされる法的措置と法制度を我々は概観しなければならない。

民族と民族を区別する法的措置としてまず挙げられるのが属人主義原理の適用である。お互いに選り分けられた個人は、自由で明示的な民族所属の申告、ないしは黙示的な申告に基づいて法的に把握される。そして、彼らの民族性は個々人が持つ法的地位となり、国家の台帳や全ての証明書に記入される。故に、多民族国家においては公民としての地位の確定と居住移転の自由の付与だけではなく、それに加えて民族所属の確定が必要となる。

ある民族に属する人間としての個人の地位には、自身の民族に対してだけではなく、国家やさらには国家領域の内部における他の全ての民族に対しても、権利（Rechtsansprüche）と義務が伴う。この点についての法典化は、民族法の課題である。

個人が持つ民族権は、定住地域における民族混住の度合いに応じて与えられる。特定の民族がまとまって定住している地域においては、完全な民族の権利が、混住地域においては多数派、あるいは少数派としての民族の権利が、離散している地域においては保護権のみが与えられる。

今日では、こうした法制度はわずかな部分しか実現されていないけれども、法を通じて民族問題を克服するうえでは不可欠の前提条件である。故に、こうした法制度は多民族国家において必要となる法的措置である。

民族全体は、無秩序な総体（universitas inordinata）から秩序ある総体（universitas ordinata）に、すなわち法的に規定された存在にされなければならない。そうした規定がどのような形を取ろうとも、それなしには、法的な秩序は不可能となるか、単なる見せかけのものとなってしまう。法的規定によって、民族は直ちに国家との間に四つの関係を持つことになる。全体としての民族は、積極的（実定的）公民、すなわち私法上の法人格となり、それによって所有・契約・訴訟能力、ついで義務遂行能力を持つようになる。さらに、民族は受動的であり、能動的でもある。受動的公民として民族は国家臣民となり、無効権（jus nullificandi）を持たずに超民族的な法律に服従することになる。国家における民族の従属は、法的共同体が存続する限り継続するのであり、その点で民族は離脱権（jus secedendi）を持たないことになる。この両方の権利を行使しようとする試

みは、法共同体を放棄すること、つまり、他の全ての民族、および全体に対する義務を放棄しようとすることであり、民族間の関係をむき出しの権力に晒させることになる。

また、民族は能動的公民となることによって超民族的国家の機関となり、中央政府と同等の共同決定権を獲得することになる。それにより、民族は高権の担い手となり、連邦国家における国家構成単位となる。

さらに、民族は自由に決定できる分野を中央政府から保証される。それは自決権（Selbstbestimmungsrecht）、すなわち自治（Autonomie）である。

民族は、自治の分野と国家機関の分野の双方において法的平等を享受することになる。民族の自治とは、国家から自由であるということであり、自決権を意味する。平等という公準に基づいて全ての民族は国家権力から自由な領域を確保するという要求がなされる。これは、連邦権力と全ての個々の州との間に境界が引かれているアメリカ合衆国の状況と全く同じである。まだあまり人が定住しておらず、独自の国家権力を創設することができない場所においてのみ、憲法は州自治を制限している。同様に、多民族国家においても、近代国家の形成に不可欠な階級、例えば、官職に就くことのできるような教育を受けた知識階級を欠いている歴史なき民族の場合には、自治を制限することができる。その場合には、以下の条件を整えれば、多民族国家は法的平等の公準を満たすことになる。第一に、民族としての資格（Vollberechtigung）を得るための条件を規定すること、第二に、歴史なき民族がその資格要件を満たせるようにすること、第三に、資格を獲得した民族に対して完全な権利を与えること、という条件である。

国家機関としての分野では、民族の平等は超民族的な共同体への共同決定権の行使を通して実現される。ここでは、民族の平等は国家の権力と高権への比率に応じた関与によって実現される。一旦法的に規定され、全体に組み入れられれば、国家機関としての民族は代表高権、精神的な文化高権、従来の国家高権への機関としてのさまざまな程度の関与、すなわち、最低限の軍事高権、司法高権、警察高権、かなりの程度の財政高権への関与、を持つようになる。こうした高権の行使にあたっては、民族は国家の権力手段を必要とする。この手段については、民族は国家と共有することになる。すなわち、最低限の領域高権、かなりの程度の物上高権、最高程度の人格高権、官吏任命高権である。このようにして、国家における民族の全方面にわたる内的共同支配が創設される。

こうした成果は、読者にとってはおそらく貧弱なものに思われるであろうし、民族主義者は、我々が生活の代わりに法学の図式を、つまり、パンの代わりに何の役にも立たない石ころを提示していると考えるかもしれない。民族主義者は我々に対して、そのような概念図式が何の価値を持っているのか、と尋ねるであろう。我々はまず、民族主義者に忍耐を促さなくてはならない。民族利益を満足させるような具体的な制度については、後で述べることにしよう。この第三章で必要なことは、要求についてのはっきりとした概観、いわば、多民族国家にとっての方向付けの基礎と概要を示すことである。諸民族の闘争が我々の思考を混乱させ、お互いに関連性のないようにみえる圧倒的な量の個々の要求が我々の意思を攪乱しているのである。長年にわたるこうした闘争は、それに巻き込まれた同時代の人間には、個々の対象をめぐるバラバラで際限のない塹壕戦と映っている。ここでは学校の設立、あそこでは郡裁判所の設立、またあるところでは民族の言語で書かれた道路標識が求められている。昨日は昨日で紋章が、今日は今日で何か国法上の条項が、次には訳の分からないつまらない事柄が、またその次には最高で最大の目標、すなわち独自の国家と主権が求められている。大抵は無数の留保と底意を伴って誤った形で主張されている諸要求のこうした混乱の中においては、いかに能力のある政治家でも民族闘争の究極的な意味を理解せず、個々の問題を全体の中に位置づけることができないかぎり、全くの無能ぶりをさらけ出すしかない。こうした救済不能な状態の中で、政治家はそれぞれの要求の関連を知ることなしに、またどのような影響を及ぼすかも知ることなしに、あちこちで個々の譲歩を行うことになる。まさにこうした混乱によって、現在の政権や政党は途方に暮れているのである。この混乱をもたらした原因は、政治家の破滅的な自己欺瞞にある。我々は、言語使用や学校の創設などをめぐる諸民族の闘争が意味を持たないことを認識し、国家をめぐる完全に首尾一貫した闘争を行うべきことを認めねばならない。

諸民族が出している要求はどんなに小さなものをとってみても、常に国家に関わっている。民族は高権を欲し、高権を必要としているのである。民族は、種々の役職や、あれこれの言語権に関する付帯条項付きの要求を通じて国家の官吏任命高権への関与を要求している。この事実をまず知ることが重要である。このことが理解されていれば、支配的な官僚がその権力を意識的に民族と共有することが必要であり、現実に起こったように個々の攻撃が積み重なって官僚制が徐々にアナーキー化してい

くよりも、意識的に権力分立を行う方が望ましいことが理解されるであろう。それぞれの実践的な科学は――とりわけ、法学は実践的な学問であるし、技術的な科学である――目的と手段、さらには最高の目的と最良の手段という対象の体系的な秩序を要求する。美術家団体や工科大学の創設といったたくさんの個々の文化的要求も民族全体にわたる文化的努力との関連で評価され、国家の支配手段、とりわけ文化高権を用いなければ文化的成果をもたらすことができないということが理解されたところで、初めて明瞭なものとなる。以上の議論は、表面しか読みとらない読者にとっては価値のない概念図式にしか見えないかもしれないが、我々の政治的思考の方向性を示すうえでは唯一可能な手段なのである。こうした思考手段によって政治的なスローガンの内実が明らかとなり、激しすぎるショーヴィニズムを適切な水準に戻すことができる。そして、我々が見たように、民族の自決（Selbstbestimmung）、民族の自由、平等という言葉も、適切な意味と区別内容（Begrenzung）を持った概念へと明確化された政治的な用語となる。科学というのは物事に対する秩序立った思考であり、それに必要な秩序は厳密な概念規定なしには済ますことができないのである。こうした規定と秩序が厳密になればなるほど、科学は実践に応用する上での価値を持つようになる。このことは、民族問題の克服にも少なからず当てはまる。

付録

解説・解題で述べたように、レンナーの『諸民族の自治権』は第一部だけが公刊された。この第一部の第四章と第五章では、従来のハプスブルク帝国の国家編成の問題点とそれに代わる連邦制が提起されているけれども、来たるべき連邦制の中身についてはかなり大雑把である。具体的なプランについては、未刊に終わった本書の第二部において考察される予定だったのであろう。そこで、二次元連邦制の具体像の部分については、本書の第一版にあたる『国家をもとめる諸民族の闘争 Der Kampf der österreichischen Nationen um den Staat』（一九〇二年）をとりあげ、該当部分の要約を付録として最後に加えることにしたい。二次元連邦制の国家構成に関しては、むしろこちらの方が記述が充実しているからである。

第五章　民族自治（Autonomie）と国家統合（Union）を実現する為の民族連邦国家（Nationalitäten=bundesstaat）

第五章ノ一　民族と領域のための自治（Autonomie）

第一節（通しでは第三三節）　県における民族自治の機構（Organe）

民族自治（Autonomie）を実現するためには、帝国全体における連邦化だけでなく、混住地域における連邦化も必要である。つまり、属人原理が採用され、それに基づいて設定された民族同胞体（Nationsgenossenschaft）がさらに領域ごとに区分されることになる。ただし、細分化されすぎると意味がないので、民族同胞体の連邦化は、混住地域に限られている。離散の民（ディアスポラ）（民族少数派）を保護するための機構（Institution）については第三節（第三五節）で扱う。

まず、本節では混住地域の県における民族の代表団体（Vertretungskörperschaft）と行政機構について述べることにしよう。ただし、民族ごとの機構が設立されるにしても、今までの地域自治組織が廃止されるわけではない。第二節（第三四節）では、従来の領域的な自治組織（基礎自治体や郡や県）をどのように再編するのかを考察し、その上で新しく設立される民族機構との関係を説明したいと思う。続く第三節（第三五節）では、県のレベルを超えた帝国全体にわたる民族機構について述べることにしたい。

A．民族代表機関（Vertretung）

地方行政の単位である基礎自治体（Gemeinde）、郡（Bezirk）、県（Kreis）のレベルにおいて、属人原理、つまり、同胞体システム（Genossenschaftsystem）をコストなしに容易に実現することが可能である。県以下のそれぞれのレベルにおいて各民族が独自の民族議会（Nationalrat）を形成し、自治（Autonomie）を行うことになる。

1．基礎自治体

いわゆる中産階級（Mittelstand）に特権を与えている基礎自治体選挙規則については是正しなければならない。我々の時代における中産階級は上昇と下降の変動過程にあるために、分別を持てる状態にはなく、自治体の政策を自らの狭い経済利益に合わせようとするのみである。これに対し、小市民や中産農民は自治体の経済政策に関心を持っておらず、むしろ行政の不干

渉政策を望んでいる。このため、現状の自治体行政（Kommunalverwaltung）は、空虚な口論の場と化しているのである。もし、普通選挙が実施されれば、選挙区の変更や土地の購入によって権力関係を恣意的に変えることはできなくなるし、議場における騒ぎも静めることができるであろう。

混住自治体に居住するすべての成年者は、民族台帳（nationale Matrik）に記録されることになる。この記録は、本人の秘密申告によって行われる。特定の民族に対する権利が認められるかどうかについては、当該自治体における人口比率ではなく絶対数によって判断される。仮に、二万人の人口を持つ都市と二千人の人口を持つ町（Markt）を比較してみよう。一九〇〇年に行われたボヘミア領邦議会の議決によれば、前者においては五千人、後者においては五百人の少数者が居住していればその権利が認められることになる。だが、後者においては八百人の少数者がいれば十分なのに対し、前者においては四千人でも不十分という事態が発生する。だから、住民の中で特定の割合を占めれば民族としての権利が認められるという考え方は誤っている。

民族が共同体（Gemeinwesen）を形成するうえで重要となるもう一つのメルクマールは、初等教育としての国民学校を保持できるかどうかという点である。この点については、帝国国民学校法五九条で規定がなされている。

以上より、一つの地域において二種の民族自治体（National-gemeinde）、すなわち、権利保護自治体と学校自治体が設立されることになる。前者については民族台帳に登録された大人の数、後者については民族台帳に登録された子供の数に基づいて判断が行われる。

さらに、民族自治体は、台帳に基づいて自らの代表機関を選出することになる。この機関が純粋に民族的な事項を担当し、それに必要な税金を徴収することになる。こうした機構が合目的であり、容易に創設できる点については、誰も否定できないであろう。

2．民族ごとの郡コンクレンツ

基礎自治体単独では民族行政自治体となれない場合には、郡の単位で民族団体を形成することになる。このコンクレンツ（広域連合）においては、巡回教師や分校などの措置によって母語による教育が行われる他に、権利保護、郡民族議会・県民族議会選挙への参加、民族ごとの課税が行われる。

3．郡民族議会

郡というのは、単に基礎自治体と県の中間に位置する単位にすぎない。郡民族議会は民族同胞による直接選挙ではなく、基礎自治体代表やコンクレンツ（広域連合）代表による間接選挙によって選出するほうが得策である。郡民族議会の本質的な機能は、権利保護である。郡民族議会（Bezirksvertretung）の庁舎には、郡裁判所や税務署が設けられ、これらのセクションが郡内における国民教育制度や法律や行政命令を民族の言語で公布したりする。民族的な文化課題の領域においては、郡民族議会のこうしたセクションは、県民族議会の下位に直接置かれた機関なのである。

4．県民族議会

この組織は、国家における県行政の領域を枠組みにして設定される。県の中の基礎自治体やコンクレンツ（広域連合）で登録された民族のすべてのメンバーは、能動的公法団体（Aktiv＝öffentlichrechtlicher Verband）、つまり、国家によって承認された同胞体（Genossenschaft）を構成することになる。その組織として設けられるのが県民族議会である。

当該の県が言語混在地域であるかどうかについては、恣意的な操作が行われる比率ではなく、ある客観的な基準によって判断が行われる。つまり、県における民族団体（Verband）が、自らの手で中等学校を維持することができ、義務を果たすことができるならば、その民族は、文字どおり、自治行政（Selbstverwaltung）を行うことができるのである。

県民族議会がうまく行くかどうかは、それがどのようにして選出されるかにかかっている。いわゆる利益代表や不平等な選出では、県民族議会は文化課題を実効的に果たすことはできない。それぞれの県民族議会が県に住む各民族（Nationalität）のすべての成人（Männer）によって選出されるようになれば、諸政党は民族内部における経済利害を代表することになり、民族と民族の激しい争いを招くことにはならない。諸民族の間は経済という金属の絆で結ばれており、現実の生活においては良好な関係にある。だから、民主主義によって現実の生活が投票箱を貫流するようになれば、諸民族は議会においても良好な関係を構築するであろう。

また、県民族議会は、学校、芸術、民族の福祉などに支出を行う財政団体でもあり、成員に直接課税することができる。

B．民族行政機関

民族代表機関や民族行政は、国家における地方行政（Landesverwaltung）の枠組みから完全に逸脱することはできない。国家が民族の権限を侵食することのないように（領域的な）基礎自治体の長、郡長、県の長が民族代表機関にも出席し、民族の代表（Obmann）と国家機関の双方が合議制によって民族の領域における執行部を担うことになる。故に、民族代表機関の議決は自由に行われ、民族の意思は妨害を受けることなく表明される。もし、国家と民族の間に権限争いが生じた場合には、行政裁判所が決着をつけることになる。

第二節（第三四節）　県における統一機関（Einheitsorgane）と領域面における県の自治（Kreisautonomie）

県の構成員であるということは、二重の意味を持っている。一つは、県の民族同胞体のいずれかに属しているということと、もう一つは、領域的な自治単位としての県に属しているということである。

A．領域面における代表機関

領域的な代表機関においても、民族の代表機関と同じように、民族ごとの選挙が行われる。例えば、全三六議席を持つピルゼン（プルゼニ）市議会では、人口比に応じてチェコ人に三〇、ドイツ人に六の議席が割り当てられ、民族別に普通選挙が実施される。

こうした選挙システムにより、選挙の性格は一気に変わることであろう。選挙では、チェコ人とドイツ人の争いが生じるのではなく、チェコ人内部での経済的利害の争いが生じるのである。さらに、それぞれの民族で同じ経済利害を代表する政党が、領域的議会において同盟を組むため、民族闘争は止むことになる。

領域的代表機関（Vertretungskörper）は、民族代表機関と区別され、それぞれ基礎自治体議会、郡議会、県議会と呼ばれる。基礎自治体や県の議会においては普通選挙が実施されるのに対し、郡においては、両民族の郡代表機関が合同会議（gemeinsame Tagung）を開催し、そこで郡議会（Bezirksrat）としての合同委員会（gemeinsame Ausschuß）を選出することになる。合同会議は、両方の郡代表機関を合わせただけだから統合とはいえないけれども、合同委員会の場合は、合同会議から一括して任命されているという点で、民族を隔離させない統合体としての性格を持っている。また、県議会と基礎自治体議会におい

ても、民族単位での直接選挙によって選出されているにもかかわらず、隔離が生じることはない。それぞれの民族が別々に選挙を行うものの、クーリエ制ではなく普通選挙によって議員を選出するためである。

結局のところ、県においては、四つの選挙が必要になる。つまり、基礎自治体における民族議会と領域議会の選挙、県における民族議会と領域議会の選挙である。また、それぞれの任期は四年間であり、一年に一つの選挙が行われる形となる。

B．領域面における行政機関

領域単位の行政には二つの種類がある。一つは、軍事や警察などのように国家全体に関わる事務であり、自治行政（Selbstverwaltung）や合議的な取扱いにはなじまないものである。これらの案件は、県長官（Kreishauptmann）本人、あるいは郡長官（Bezirkshauptmann）や基礎自治体の長（Bürgermeister）によって処理される（国家の手に留保された業務 Reservatagenden）。

二番目は、合議体によって扱われるものであり、これ自体二つの種類に分けられる。一つは、代表体の議決に拘束されるのではなく、国家法や地方を対象にして出された法律（Landesgesetz）を基礎にした案件（合議体によって処理される国家的業務 kollegiale Staatsagenden）。二つ目は、代表体の議決を執行部が実施する案件（合議体によって処理される県・郡・基礎自治体の業務）である。

このシステムにおいては、県長官、郡長官、基礎自治体の長がいずれも国家権力の担い手となっているために、行政の統一性が保持されており、その点で既存のシステムとは異なっている。[8] 国家機関は、第一に、国家の手に留保された業務（Reservatagenden）を担当し、第二に、民族が必要とする業務を、第三に、領域面における国家の業務を、第四に、領域面における地方の業務を担当することになる。地方行政において頂点に立つのは、県長官である。故に、連邦化されているにもかかわらず、執行機関（Exekutive）は一体性を保っているのである。

また、執行機関は、国家行政に組み入れられているにもかかわらず、自治行政としての機能を持っている。県長官の任命は、双方の民族と国家権力の妥協（アウスグライヒ）としての意味を持っている。県長官は国家官吏の中から任命されるものの、内閣の好みでは左右されないようになっている。ただし、県副長官は、内閣によって任命され、内閣にのみ責任を持つことから、純粋に国家機関としての性格を有している。

C. 官庁の区分

このシステムにおいては、統一性を保持する必要性から、一つの基礎自治体官庁、一つの郡庁、一つの県庁しか設立されない。とはいえ、その官庁には、連邦的な性格が備わることになる。具体的には以下の部門が設けられる。

1. 国家の手に留保された業務を処理する部門（首脳部 Präsidium）
2. 双方の民族部門
3. 合議体によって処理される部門

県のなかで公布される規則の作成（Geschäftsreglement）は、各民族の代表体と領域側の代表体双方の課題である。この規則は、三つの代表体による協定（Verkommnis）によって確定することになる。この協定によって民族間の複雑な取り扱いは簡略化されるであろう。

第三節（第三五節）
自立的な諸民族（Nationen）とその機関（Organe）

次に、帝国全体にわたる民族の機関についてみることにしよう。民族の機関は、立法、行政、そして、民族組織の外に置かれたディアスポラに対する権利保護、という三つの機能を持っている。

A. 民族議会

民族議会は民族のための文化議会であり、教育、文学、芸術、科学などの分野を担当することになる。特に、国民学校、中等学校、高等学校といった教育制度については、国家は各種の最低基準を定めるだけであり、その他の面についてはすべて各民族が担当することになる。

民族議会は、法の制定と構成員からの徴税によって、民族にとって必要な広範囲にわたる精神的・物質的要求を満たしていくことができる。また、民族議会の選出は、直接普通選挙によって行われる。勿論、外交政策については、民族議会は権限を持たない。

B. 民族省

民族議会によって採択された議決の執行は、その議会に責任を持つ民族省が行うことになる。また、この省を通して、民族

と帝国、民族と民族の交流が行われる。なお、現時点においては、領邦担当大臣（Landsmannminister）という制度があるものの、これではまったく不十分である。これに対し、筆者が提唱する民族省は三つの機能を持っている。すなわち、(a)民族ごとの自立的行政の長、(b)国家機関、(c)国家や他民族との交流を行う最高権限を持った皇帝使節（Minister am Allerhöchsten Hoflager）の三つである。

その意味において、民族省の幹部は「民族大臣（Nationaler Minister）」、「民族宮廷官房長（Nationaler Hofkanzler）」、「民族国家次官（Staatssekretär）」などと呼ぶことができるが、ここでは「国家次官」と呼ぶことにしよう。

(a)国家次官は、民族ごとの自立的行政の長として執行権を行使する。国家次官の下に置かれるのは、領域側の県長官と民族側の県代表（Kreisobmann）の合議体（Kollegium）、及び、その下部組織である。国家次官は中央政府の内務大臣とともに県長官を任命し、県代表に対してはその選挙を承認する。なお、民族議会によって設立された施設、大学、博物館などは、すべて国家次官の監督下におかれる。

(b)国家次官は、民族を国家に統合させる役割を持つすべての権限を行使する。国家次官は、事務官（Bureau）を帝国議会の両院に派遣し、議事内容を民族の言葉で記録し、伝えさせる。

国家行政の領域において、国家次官は、民族の構成員に対して権限を行使するすべての官吏を任命する。ただし、この分野においては、行政の物質的側面に対する国家次官の影響力は排除されている。

(c)国家次官は使節団（Hoflager）としての機能を持っている。今日では、無秩序で組織的ではない民族と王冠との関係は、この制度の下で法的な性格を持つようになる。

現状を示す例としてチェコ人の国権がある。チェコ人の主張する王国（Königthum）という言葉には、歴史的にみて領域を単位とする王国と人民を単位とする王国の二つの意味がある。中世と近代初期には、前者の意味が支配的であったが、近代においては民族原理が国家原理となったために、後者の意味が強くなったのである。ナポレオンが自らを「フランス国の皇帝」ではなく「フランス人の皇帝」と呼んだのは、その象徴的な例である。これに対し、チェコ人はブルジョア的・近代的要求である民族王国に領域的王国という古くさい意味をつけ加えているのだ！

ハプスブルク家はオーストリア全体にわたる領域の支配者（Landesherr）であると同時に、ドイツ人、チェコ人、ポーラ

ンド人といった各民族の支配者（Fürst）でもある。だから、皇帝は、全領域を対象とする連邦内閣と、各民族を対象とする八つの民族省という二種類の機能別の制度によって統治を行うべきなのである。

(d)国家次官は、民族と民族の交通を実施する機関でもある。民族と民族との契約を、ここではスイスでの言い方を借用して「協定（Verkommnisse）」と呼ぶことにしよう。現時点においては民族と民族の妥協（Kompromisse）はすべて失敗しているが、それは、正当性を持たない代表者が交渉を行っているためなのだ！

C．離散の民に対する権利保護

離散の民（ディアスポラ）の庇護者となるのは、国家次官である。ディアスポラの権利保護を行うためには、国際法をオーストリア国内で適用する必要がある。

ある民族が特定の地域において少数民族の権利を認めなければ、自民族が少数派となる地域で、自民族の権利が認められなくなってしまう。だから、両方の民族が組織的な一体性を持った団体であり、権利主体であるならば、お互いに互恵的な協定（Reziprozitätsvertrag）を結ぶことになる。

もし、離散の民（ディアスポラ）となった民族同胞が何の権利も持っていないとすれば、彼らを守るために何をすべきだろうか？　国家次官は、当該地域において民族同胞の代弁者となる弁護士を任命することになる。また、民族同胞は、国家基本法によって保護された教育や商業の権利を享受する。

権利保護の対象となるのは、他民族の単一言語地域に居住し、県民族議会を構成できない民族同胞である。国家次官は、ディアスポラの代弁者となる弁護士を通して、他民族に対して自国民を保護する外務省の機能を果たすことになる。

だが、権利保護はコストのかかる仕事であるため、諸民族は双務協定（Gegenseitigkeitsverträgen）を結ぶことになろう。これにより、お互いの民族のところで、官吏の一部で二言語能力を持つ者が養成されるのである。

諸民族が権利主体として自立的になることによって無益な領域争いから解放され、統一と自由を獲得することによってより急速な文化的発展を実現することができよう。民族の自治（Autonomie）により、彼らの競争心はオーストリアの恵みへと転化するのだ！

原注

(1) 異国への「巡礼者」(モスクワ、ローマ、ベルリン、パリなど) となっているあらゆる民族の民族主義者は皆、こうした代理高権が大好きである。

(2) Stanisław Madeyski, *Die Nationalitätenfrage in Österreich und ihre Lösung* (Wien/Prag, 1899); ders., *Politische Betrachtungen* (Wien/Prag, 1900).

(3) Rud. v. Scala, "Ein österreichischer Generallandtag," Berliner "Zukunft." Bericht der "Neuen Freien Presse" vom 6. März 1900.

(4) この点については、拙著『マルクス主義と戦争、およびインターナショナル (Marxismus, Krieg, und Internationale)』一九一七年、第九節を参照。

訳注

[1]「民族共同保証」については、本訳稿 (一)『北大法学論集』五三巻二号、二〇〇二年、二五七頁、訳注 [8] を参照。

[2] 一八九七年四月にバデーニ内閣によって出されたボヘミアとモラヴィアへの行政命令。これにより、当該地域の官庁では内務公用語(役所内部の事務で使われる言語)としてドイツ語とチェコ語の双方が認められ、従来は外務公用語 (役所の窓口で使われる言語) としてしか認められていなかったチェコ語が官庁内の業務や官庁間 (領邦内に限る) の連絡業務でも使われることとなった。それと同時に、当該官庁の官吏に対する採用条件も変更され、一九〇一年以降に任用される者に対しては、ドイツ語とチェコ語双方の運用能力が要求されることになった。その意味において、この言語令はドイツ語とチェコ語の対等化を進めるうえで重要な一歩となるはずであった。

だが、これはボヘミアとモラヴィアに住むドイツ人にとっては明らかに不利なものであった。学歴の高いチェコ人のほとんどは二言語に通じていたのに対し、ドイツ人の多くは、ドイツ語しか解さなかったためである。言語令が実施されれば、ドイツ人の官吏への道は大幅に狭められることが予想された。また、これがきっかけとなってボヘミア・モラヴィア以外でも非ドイツ系諸民族が優遇される可能性があった。

そのため、二領邦に関わりのない者も含め、ドイツ人勢力のほぼすべてがこの言語令に反対することになる。事態を憂慮した皇帝は、やむなくバデーニを解任してドイツ人の反発を抑えようとするが、今度はチェコ人の不満が爆発する。最終的には言語令そのものを廃止するという形で事件は終了したものの、ドイツ人とチェコ人の対立はこれで決定的なものとなった。ただし、言語令が公布された当初から全てのドイツ人勢力が反対の立場を

とったわけではない。例えば、ドイツ系の聖職者勢力であるカトリック人民党は与党としてバデーニ内閣を支える立場にあり、当初は言語令を支持する態度をとっていた。

[3] ここでは、一八九七年一二月一日に行われた「民族共同保証」の決議ではなく、一八九九年五月二〇日にドイツ系諸政党によって公表された「聖霊降臨祭綱領（Pfingstprogramm）」のことを指していると思われる。Klaus Berchthold (Hrsg.), *Österreichische Parteiprogramme 1868-1966* (Wien, 1967), S.210-225.

[4] Swas は「チェコ連盟（Český svaz, Tschechischer Bund）」のことを指していると思われる。このチェコ連盟は、一九一六年一一月一一日、チェコ系の帝国議会議員によって結成された超党派的な組織で、同時に設立された「チェコ民族委員会（Národní výbor, Nationalausschuß）」と共に、チェコ人勢力の要求を集約・表明する機能を果たしたのであった。林忠行「チェコ人『帝国内改革派』の行動と挫折――ズデニェク・トボルカを中心にして」羽場久泥子編『ロシア革命と東欧』（叢書東欧4）彩流社、一九九〇年、三四―三五頁。

Koło は、一八七三年に帝国議会下院で設立された「ポーランド人会派（Koło polskie w Wiednu, Polenklub）」のことを指していると思われる。これは、オーストリア領のすべてのポーランド系諸政党を含む組織であり、第一次世界大戦中においても、当初は、「ポーランド問題のオーストリア的解決」、すなわち、ハプスブルク君主国の維持を前提としたポーランド人の自治の拡大を目指していたのであった。そして一九一六年一一月五日、ドイツとオーストリアの二皇帝宣言によってロシア領ポーランドにおける立憲国家の設立が約束された際、オーストリア皇帝はガリツィアにおけるポーランド人の自治の拡大も認めたのであった。ちなみに、先に述べたチェコ系の二組織はこの点に危機感を抱いて設立されたものである。ガリツィアにおいて独自の議会が設立されてウィーンの帝国議会からポーランド系議員が去ることになれば、帝国議会におけるドイツ系議員の割合が増し、チェコ系勢力が不利な立場に置かれると考えられたためであった。第一次世界大戦中におけるポーランド系勢力の動向については、ステファン・キェニェーヴィチ編、加藤一夫、水島孝生共訳『ポーランド史』、恒文社、一九八六年、第二巻、二二九―二五三頁、を参照。ポーランド人会派については、*Encyklopedia Historii Polski* (Warszawa, 1994), vol.1, p.307.

[5] 本訳稿（一）『北大法学論集』五三巻二号、二〇〇二年、二五六頁、原注（4）を参照。

[6] スタニスワフ・マデイスキ（Stanisław Madeyski, 1841-

1910)。ガリツィア生まれのポーランド系下級貴族。一八七九年に帝国議会下院に選出され、一八九三年には教育大臣としてヴィンディッシュグレーツ内閣に入閣（九五年まで）。一八九九年には帝国議会上院の終身議員に任命される。当初は、ウィーンによる集権化に反発して各領邦の自治を要求する態度を取っており、例えば、一八八四年に出版された *Die deutsche Staatssprache oder Ist Österreich ein deutscher Staat?* (Wien) では、ドイツ語を単一の国家語として採用することに反対していたのであった。だが、彼は次第に「保守化」し、国家の安定した運営のためには「歴史的民族」であるドイツ人の優位を維持することが必要だという考えに傾いていく。

なお、原注（2）で紹介された著作においては、当時、バデーニ言語令事件で揺れていたボヘミア領邦に対する改革案が提示されている。この案は、当領邦をドイツ人多数地域、チェコ人多数地域、混住地域の三つの行政管区に分け、内務公用語としてのチェコ語の導入をチェコ人多数地域と混住地域に限定するものであった。言うまでもなく、このプランは、後の第一次ケールバー内閣による改革案などにも通ずるものであった。Joanna Radzyner, *Stanisław Madeyski: Ein austro-polnischer Staatsmann im Spannungsfeld der Nationalitätenfrage in der Habsburgermonarchie* (Wien, 1983), S.264-275. ケールバー内閣の改革案については、本訳稿（一）『北大法学論集』五三巻二号、二〇〇二年、二五七頁、訳注［7］を参照。

［7］一八六七年のアウスグライヒによって、ハプスブルク君主国はオーストリア＝ハンガリー二重君主国へと改編され、オーストリアとハンガリーはお互いに自立した形で内政を行うようになった。ただし、軍事・財政・外交の分野においては両者は一体となっており、両国の「代議団」から構成される共通議会と共通閣議によって処理されていた。前者は、それぞれの議会から六〇名ずつ選出された議員によって構成され、後者は、共通大臣や両国の首相、そして必要に応じて両国の関係閣僚や政府高官によって構成された。二重制については、大津留厚「ハプスブルク帝国――アウスグライヒ体制の論理・構造・展開」『帝国と支配――古代の遺産』（岩波講座 世界歴史5）、岩波書店、一九九八年、三〇七―三一四頁、を参照。

［8］ツィスライタニアにおける地方政府は、官憲国家（Obrigkeitsstaat）と等族国家（Standesstaat）を組み合わせた二元的な（Doppelgleisig）機構となっていた。このシステムにおいては、両者の境界が曖昧であり、権限をめぐる争いが頻発していた。

まず、官憲国家の側面としては、皇帝によって領邦ごとに任命される総督（Statthalter）と、総督によって郡ご

とに任命される郡長官（Bezirkshauptmann）があった。彼らは、担当の区域において、治安、徴税などを受け持っており、必要とあらば自治体の決定を覆すこともできた。また、警察や秘密警察は総督の手中にあった。これらの機構は、帝国中央が各領邦を一律に支配するために整備したものであり、中央集権化を強める作用を持っていたといえる。

等族国家の機能を果たしたのは、領邦（Land）、郡（Bezirk）、基礎自治体（Gemeinde）の各レベルにおける自治体であった。この機構は中世の領邦国家を受け継ぐものであり、中央権力に対して領邦の独自性を保持する作用を持っていたといえる。

ツィスライタニアの地方政府については以下を参照。Jiří Klabouch, "Die Lokalverwaltung in Cisleithanien," Adam Wandruszka, Peter Urbanitsch (Hrsg.), *Die Habsburgermonarchie 1848-1918*, Bd.2, *Verwaltung und Rechtswesen* (Wien, 1975), S.274-299.